

# ロシア知的財産ニュースレター 2022 年度第 2 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを掲載するとともに、 特定の話題について深堀して解説するものです。

### 第1章

#### 出来事

#### 10月

# 医薬品、有害生物防除剤又は農業化学品に関する発明の特許延長に異議を唱えるための 追加的根拠

2022 年 10 月 7 日、民法第 4 部第 1363 条の 改正に関する法律 (<u>法律第 386-Φ3 号</u>) が公 布された。

民法第1363条第2項は、医薬品、有害生物 防除剤又は農業化学品に関する発明の特許 延長の可能性及び条件に加え、延長期間にお ける追加の特許の付与について定めたもの である。

採択された法律は、特許延長に異議を唱えるため、及びそのような延長の場合に付与される追加特許の効力に異議を唱えるための追加的根拠の導入を定める。民法第1363条第2項に定める条件の違反があった場合には、修正後の民法第1363条第5項に従って、特許延長及び対応する追加特許を無効にすることができる。

延長及び追加特許に対する異議申立ては、特許庁(Rospatent)に審判請求を申請することで行うことができる。延長された全有効期間中は誰でも審判請求を行うことができるが、当該期間の満了後は利害関係者に限られる。

新たな法律の規定は、同法の施行前後に発行された追加の特許に適用されるほか、2015年1月1日より前に延長された特許については、それが追加特許の付与なしで延長されることになっている場合には、当該特許も適用範囲となる。

新たな法律は、2022 年 10 月 18 日に施行される。

# Rospatent がロシア・中国・モンゴル知的財産セミナーに参加

第 10 回ロシア・中国・モンゴルセミナーの テーマは、「知的財産評価:規制に関する経験と慣行の共有」であった。

10月14日、Rospatent の Yury Zubov 長官、モンゴル知的財産権庁の Elbegsaikhan Ganbat 長官、中国国家知識産権局の申長雨局長及びユーラシア特許庁の Grigory Ivliev 長官が、ビデオ会議にてセミナーの参加者に挨拶した。代表者らは、市場に新たな進展をもたらすため及び各国の経済発展のために知財評価が重要であることを強調した。

三国間セミナーの参加者は、知財評価の法的 規制に関する情報を共有し、各国の評価慣行 について協議を行った。

Zubov 長官は、Rospatent の取組みの成功例も紹介した。とりわけ、ロシアの開発者 (Center for Advanced Technologies、Valuation Center) 向けの新たな支援制度について述べたほか、今年末までに、経済発展省と協力して連邦評価基準を策定する予定であると述べた。



## Peppa Pig 事件

2022 年 10 月 19 日、知的財産権裁判所(知財裁判所)は破毀審として、Peppa Pig 著作権及び商標侵害事件(事件番号 A28-11930/2021)において上訴裁判所の判決を支持した。

Peppa Pig 事件は、キーロフ裁判所が非友好国である英国の会社に不利な判決を出したときも、その後同判決が上訴され侵害者が処罰を受けたときにも、何度となく議論されてきたが、この時点をもって、メディアで取り上げられることはなくなった。

しかし、事件は解決していなかった。侵害者は、上訴裁判所の判決を知財裁判所に上訴した。侵害者が原告による権利の乱用の疑いに言及したため、裁判所は、当事者の行動が不正(権利の侵害)と認められ得るのは、他方当事者の陳述を根拠とするのみならず、市場における当該当事者の行動が公正な行動から明らかに逸脱している場合には、裁判所の主導によるものも根拠になると説明した。

当事者の行動を不正と認めるためには、裁判 所は、当事者が故意に自己の権利を不正に行 使しようと意図していたこと、及び他方当事 者に損害をもたらすことがその行動の唯一 の目的であったことを確認しなければなら ない。

権利の乱用は明白でなければならず、いずれかの者が商標に係る自己の権利を取得及び使用するために取った行為が権利の乱用であるかどうかの結論は、仮定に基づいて出すべきではない。

また、他者に損害を生じさせる目的で権利を 乱用しようとする意図は、不正と見なされる 行為に着手した時点で確認する必要がある。

最終的に、知財裁判所は、上訴裁判所の判決 を支持した(すなわち、侵害者が処罰を受け た)。

#### 11月

産業商務省が、排他的権利の保護に関する民 法の特定の規定の適用除外品リストを改正 (2022 年 10 月 21 日付産業商務省命令第 4456 号)

2022年11月2日、産業商務省(Minpromtorg) 命令の公布により、権利者(特許権者)によって又はその承諾を得てロシア連邦外で流通に付された商品であることを条件として、並行輸入を認められる商品のリストの一部品目が改正された。

とりわけ、今回のリスト改訂では、アルコール飲料が新たな商品群として追加され、2022年11月3日から並行輸入を認められた(並行輸入を認められる商品のリストには、ウイスキー及び蒸留酒が含まれ、ブランドには、Bowmore、Jack Daniel's、Jagermeister、Jim Beam、Macallan、Malibu、White Horse などが含まれる)。2023年2月2日以降は、権利者の承諾なしで輸入可能なスポーツ用品、ゲーム及び玩具のリストが著しく拡大された。同時に、京セラ、シャープ、Legrand などの多数の商品のブランドが輸入を認められる商品リストから除外された。

# Rospatent の認定を受けて、ロシアの別の大学も発明の特許性の予備評価を実施する権利を付与

Southern Federal University (SFU) は、Rospatent から認定を受け、発明及び実用新案の特許性の予備情報調査及び予備評価を実施する権利を付与された。SFUの担当者らは、Federal Institute of Industrial Property での研修を無事終了し、特許調査の実施並びに発明及び実用新案の特許性の評価のための資格試験に合格した。現在、SFU は、出願人の要請に応じて、発明及び実用新案の特許性についての予



備情報調査及び予備評価を実施することが 可能である。

★ 知財裁判所が、Rospatent による色彩表示への商標保護付与の拒絶に関する
Deere & Company (米国) と Rospatent 間の紛争の審理 (事件番号第 SIP-652/2022 号の 2022 年 11 月 11 日付裁判所決定)

Rospatent 及び知財裁判所は、Deere & Company (米国) から商標登録を申請された色彩表示について、識別性を獲得していると認めることを拒絶した(詳細については第2部参照)。

#### 12 月

## 税関規則に関する法律の改正により、知的財 産対象物の税関登録簿に地理的表示が導入

12月5日、ロシア連邦の税関規則に関する 連邦法の第327条及び第334条の改正並び にロシア連邦の一部の制定法の改正に関す る2022年12月5日付連邦法第488-FZ号が 公布された。

同法に従い、権利者の要請に応じて、ロシアにおいて保護される地理的表示を知的財産対象物の税関登録簿(TROIS、登録簿)に記載することができる。登録簿への記載は、税関当局が、通関手続きのために提出された商品の知的財産保護のために特別な対策を講じるか否かを判断する際の基礎となる。同法の改正前は、そのような手続きは、著作権及び隣接権、商標、並びに商品の原産地名称を有する対象物に関する場合に限り実施されていた。

税関手続き中、登録簿に記載された地理的表示を付した商品に関して、模倣品の疑いがある場合には、税関当局は、当該商品の通関を停止し、受け取った商品について権利者に通

知する。これにより権利者は、自己の権利を 保護するための措置を講じることができる ようになる。

改正は2023年3月6日に施行される。

# 国際条約に従い発明、工業意匠、商品の原産 地名称及び地理的表示に対する保護を付与 する手続きに関して民法が改正

2022年12月5日、民法第4部の改正に関する2022年12月5日付連邦法第503-FZ号が公布された。同法は、国際条約(特許協力条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定、並びに原産地名称及び地理的表示に関するリスボン協定のジュネーブ改正協定)に従い発明、意匠、商品の地理的表示及び原産地名称に対しロシア連邦で法的保護を付与するための手続きを明確化するものである。

特に同法は、ロシアにおいて国際条約に従い登録された意匠に対し法的保護を付与することを法制化している。ただし、これが民法に定める意匠に保護を付与するための条件に適合していることが条件である。ロシア連邦において国際条約に従い登録された商品の地理的表示及び原産地名称についても同様の規定が想定される。

同法は、Rospatent における国際出願及び国際登録の審査の範囲、当該審査結果に基づいて Rospatent が下す決定の種類、並びに当該決定に異議を申し立てるための手続きを定めている。

同法には、国際条約に従い登録される対象物 に対しロシアにおいて付与された法的保護 に対する異議申立てに関する規定も含まれ ている。その異議申立ての手続きは、国内特 許及び国内登録の手続きと同じである。

さらに、同法は、Rospatent が国際出願(PCT) を受理し、検討する条件に関する情報公開に



ついて定めている。これが実現すれば、当該 出願に関する情報公開を迅速化し、誰でも出 願において請求された発明がロシアの法律 要件に適合しているかについてコメントを 出すことがより現実可能になる。

リスボンシステムに基づく商品の原産地名 称及び地理的表示の国際登録についても、同 様の規則が定められている。Rospatent は、リ スボン協定に従いロシアにおいて法的保護 が求められている外国の商品の原産地名称 及び地理的表示についての情報を公報で公 表することになったため、利害関係者は、保 護の付与に対するコメント及び異議を Rospatent に提出することが可能になった。

改正は2022年12月31日に施行された。

## <u>ロシアと中国が、知的財産分野において協力</u> する用意のあることを確認

このことは、ロシア政府と中国政府の代表者間で 2022 年 12 月 5 日に開催された別の定例会議の結果を受けて発出されたと共同声明で述べられている。

この文書によると、両国は、「商品の地理的表示及び原産地名称の分野におけるやり取りを含めた情報及び経験の交換を通して、知的財産の保護及び防御における協力を促進する」意図がある。

Rospatent の報道官は、ロシアと中国が知的 財産分野において積極的に協力すると述べ たが、その領域は、国内の知的財産制度の最 新の進展状況に関する情報の交換、協力についての話題に関する相互協議、中国及びロシアにおいて両国の事業に関して生じた問題の解決策の探求、特許資料の交換、両国によって企画されたさまざまなイベントへの参加など多岐にわたる。有望な事業領域には、商品の地理的表示及び原産地名称の保護及び商業化が含まれる。Rospatent はとりわけ、中国側と協力して、国際的な会場における地 域ブランドの展示会の開催に取り組んでいる。

### Lego が商標を維持

2022 年 12 月 29 日の決定。デンマーク法人である LEGO Juris A/S は、ロシアにおける自社の登録商標に基づいて、裁判所制度の利用可能な手段を通じて侵害者らに対する自社の権利を行使してきた。

これらの商標の登録無効の審判請求は、対抗 措置として、中国の子ども用玩具の製造会社 及びそのロシアの販売業者により、以下を含 むさまざまな根拠に基づいて特許紛争評議 会に提起された。

- 識別性の欠如
- 商標が商品の写実的、機能的、 非創造的な形を表している。
- 公益に反する商標の登録 (Lego によって最初に登録 された意匠に係る権利は2011 年に既に満了しており、対象 物の登録は、意匠ソリューションに関する Lego の独占を 拡大し、他の子ども用玩具の 製造会社による同様の技術の リューションを特色とするる ために利用されたということ を理由とする。)

審理中に反対の主張が提示され、特許紛争評議会によって審理された結果、無効請求が退けられたため、Legoの商標は効力を維持することになった。

Lego がいわゆる「非友好な」国の会社であり、かつ、同社がロシア市場での取引活動を 段階的に縮小していくと公式に宣言したと いう事実にかかわらず、LEGO Juris A/S の知 的財産権は維持され、事件は、政治的な動機



により妨げられることなく、法律に従って処理された。

#### 2023年1月

## 2023 年 1 月 4 日、Mikhail Mishustin 首相と Rospatent の Zubov 長官が会合

とりわけ、両者は、電子サービスの導入、知的財産法の改善に加え、発明者及びイノベーターのための快適環境 (特許情報リソースが利用可能であること及びイノベーション導入者への税優遇策の導入など) の創設に向けた部局間の協力について協議を行った。

# <u>連邦税関局が、税関当局による知的財産の保</u> <u>護に関するデータを公表</u>

2022 年末時点で、知的財産対象物の税関登録簿には6,070 品目が登録されている。2022 年において、税関当局は820 万個の模倣品を発見した。未然に防いだ著作権者の被害額は70 億ルーブルであった。知的財産分野において562 件の行政違反訴訟が開始された。

# 発明及び実用新案の特許性の予備評価についてさらに二つの教育組織が Rospatent から認定を受けた

アカデミー会員である S.P. Korolev にちなんで名前が付けられた Samara National Research University(Samara University)とロシア保健省の Samara State Medical Universityが認定を受けた。今後これらの大学の職員は、発明及び実用新案の出願の予備情報調査に加え、特許性の予備評価を行うことができるようになる。

合計 5 つの学術組織が Rospatent の<u>認定を受けている</u>。

2月1日、Rospatent の *Zubov* 長官が、タジキスタンの首都ドウシャンべで、タジキスタンの国立特許情報センター(National Center for Patents and Information)の *Mirzo Ismoilzoda* 長官と会合した。

会合では、ロシアとタジキスタンの各特許庁がデジタル化、情報交換及び人材育成における協力関係を拡大することが発表された。両国の共同活動の主要領域の一つは、WIPOプラットフォームでの共通の立場を促進することであり、これには、国際登録システムにおける公用語としてロシア語を導入することが含まれる。

# <u>2月に、Rospatent が 2022 年の簡易版年次レ</u>ポートを公表

出願件数	
<u>発明</u>	26,924
- ロシアの出願人	18,970
- 外国の出願人	7,954
<u>実用新案</u>	8,521
- ロシアの出願人	8,368
- 外国の出願人	153
工業意匠	6,898
- ロシアの出願人	4,233
- 外国の出願人	2,665
商標	112,041
- ロシアの出願人	90,033
- 外国の出願人	22,008

2月



### 第2章

第2章では、上記の出来事から選択されたトピック、又は知財法及び外国企業による保護活動に関する注目に値する動向の綿密な分析又は説明を行う。

知財裁判所が、Rospatent による色彩表示への商標保護付与の拒絶に関する Deere & Company (米国) と Rospatent 間の紛争の審理 (事件番号第 SIP-652/2022 号の 2022 年 11月 11日付裁判所決定)

同社は、商品サービス国際分類(ICGS)の第7類「農業用、園芸用及び林業用工具である自走式、手押式、牽引式、直装式、組込式、半直装式又は可動式/可搬式の機械及び工具。材料及び物品の積卸し及び輸送用工具である自走式、手押式、牽引式、直装式、組込式又は半直装式の機械及び工具」、第12類「農業用、園芸用及び林業用自走式車両」並びに第28類「おもちゃの農業用、園芸用及び株業用車両及び機械。おもちゃの小型車両及び機械」の商品に関する商標として、「黄色と緑色」の組合せによる色彩表示の登録をRospatentに出願した。

Rospatent は、請求対象の表示が民法第 1483 条第1項の要件を満たしていない(すなわち、 識別性を有しない)ことを理由に、表示を商 標として登録することを拒絶した。

同時に Rospatent は、識別性を獲得したことを裏付けるために同社から提供された資料を批判的にとらえた。

同社は、知財裁判所に上訴を行い、Rospatent の決定を取り消すこと、及び請求対象の表示が保護を受けられるか否かの問題を再審理するよう Rospatent に義務付けることを求めた。

2022 年 11 月 11 日に採択された決定において、知財裁判所は、原則として、色彩意匠のみでは、表示に個別化の特性があると判断するには不十分であると述べた。

他の有名な製造会社が同一製品に色の組合 せ又は単色を使用しただけでは、消費者に、 ある製造会社 1 社のみの商品とのつながり を連想させる可能性は低いことを示した。

特定の者の名義で色を登録すると、関係する市場区分におけるその色に係る権利の独占につながる。裁判所は続けて、色の数には限りがあるという事実から、個々の事業体の名義で色彩の登録を頻繁に行うと、特定の領域において利用することができる色の数が急激に減少し、その結果、他の事業体による市場参入を阻む障壁となる可能性があると述べている。

知財裁判所は、当初は識別性を欠いていた表示であって、長期間使用した結果としてのみ識別性を獲得することができることを理由に、このような表示は法的保護を与えられ得ると述べた。この場合、出願人は、消費者心理においてそのような表示が出願人及びその特定の商品又はサービスのみを連想させるものであることを証明しなければならない。

知財裁判所の判事団は、請求対象の2色の組合せに含まれる両方の色が、(請求対象の組合せも含めて)特に農業及び伐採機器でよく使用されている点で Rospatent に同意した。農業機器で緑色と黄色の組合せが広く使用されているのは、とりわけ、この2色が自然、植物及び太陽を連想させるという事実によるものである。例えば、出願人のほかにも、緑色と黄色を組み合わせた農業機器は、世界的に有名なドイツのブランド Krone によって製造されており、緑色の農業機械は AGCO、Same-Deutz-Fahr (SDF)、Amazone などの世界的なブランドによって製造されており、黄



色の農業機械は、例えば Caterpillar、ROPA によって製造されている。

裁判所は、表示がそれ自体識別性を欠いていると同時に、他の製造会社によって広く使用されていることが立証されていない案件において識別性が確立したことを立証する手続きと、審理中の案件のように、表示が識別性を欠いており、他の多くの製造会社により製造販売されている商品を示すために使用されている案件の手続きは区別する必要があると指摘した。

前者では、集中的に使用されていることを示す証拠は、消費者が当該表示をまさに出願人の商品及びサービスの個別化手段として認識しているという結論を出す根拠となる。

後者では、出願人が集中的に使用されていることを示す証拠を提供した場合であっても、他者もこの表示を使用していることを踏まえると、消費者がそのような表示を出願人の個別化手段として認識しているという結論を導き出すのは困難である。

判事団は、争点となっている表示について識別性が得られた旨の出願人の主張を分析するとともに、この主張を裏付けるために提出された文書の審査を行った。

当該分析の結果に基づいて、知財裁判所は、 出願人によって提出された文書は出願日時 点において請求対象の表示について識別性 を獲得したことを確認するものではないと いう Rospatent の見解に同意した。

色の組合せに対する法的保護が求められていることから、消費者の観点から、この色の組合せ自体がその製造会社を示すものであれば、他の要素の有無にかかわらず、その組合せが識別性を獲得していると認識すると考えることは適切である。同時に、登録の対象である色に対して消費者がそのように認識するかどうかは、出願人が Rospatent に提

出した資料からは確認することができない。なぜなら、この案件において入手可能なすべての写真を見ると、農業用機器及び伐採機器は、特定の色での塗装に加えて、別の個別化要素を有するためである。ロシア連邦に供給されている ICGS の第7分類及び第12分類の商品について提出された資料から、消費者がどの特徴から同社の製品を個別化しているか(すなわち、色の組合せであるか、言葉と視覚的な要素であるか)を判断することは不可能である。

提供された情報には、ロシアにおける同社の沿革、製造施設の創設、展示会への参加、納入の地理的範囲、メディアでの公表、インターネットからのプリントアウト、送り状及び運送状、他の商標の使用権に関するライセンス契約関連の情報が含まれていたが、これらは緑色と黄色で塗装された同社の機器が消費者に広く知られていることを直接確認するものではなかったため、請求対象の表示が識別性を獲得していることを示すものではない。

知財裁判所はまた、同社がロシア連邦において ICGS の第 28 分類の商品(すなわち請求対象の表示を付したおもちゃ)が流通していることを示す文書証拠がないという事実に注目した。

このように、出願人が提出した文書は、出願日現在において、緑色と黄色の組合せが消費者の間で請求対象の表示のリストに明記されている同社商品の個別化手段として認識され始めているという事実を示していない。この点において、知財裁判所は、商標の国内登録を拒絶する Rospatent の決定を無効とするよう求める Deere & Company (米国)の申立てを棄却した。

知財裁判所の最高会議は、同社の破毀審上訴の審理を行い、知財裁判所の第一審の決定を



支持した (<u>事件番号第 SIP-652/2022 号に関する 2023</u> 年 2 月 10 日付決定)。

# 行政手続きにおける費用の補償に関する憲 法裁判所の画期的判決 - 2023年1月10日

原則として、紛争時は必ず、敗訴当事者が勝 訴当事者に何らかの賠償金を支払うことに なっている。その一例として、第一審裁判所、 上訴裁判所及び破毀裁判所で審理が行われ た後、憲法裁判所に持ち込まれた事件を取り 上げる。その上訴の理由は、法律のいくつか の規定が憲法に適合しているか否かが不明 瞭であることであった。

発端は、Fores Ltd.が、Nika-Petrotek Ltd.の所 有する「セラミックプロップ剤を得る方法」 に関する特許第 2588634 号の付与に対して、 特許庁(特許紛争評議会)に審判請求を行っ たことであった。Fores は、当該発明が、特 許要件である産業上の利用可能性及び進歩 性を満たしていないと主張した。さらに、同 社によると、特許付与の根拠となった出願書 類において、発明は当業者がそれを実施する ことができるほど十分に開示されていなか った。特許庁は、それらの主張を審理し、審 判請求人の主張は確認が得られないという 結論に達した。それにもかかわらず、特許庁 は、明細書で提示された実施例が、物質の定 量的内容の全範囲内で請求対象の技術的結 果が達成可能であることを確認していない という点では審査請求人の主張に同意した。 そこで、特許庁は、当該特許では、当業者が 発明を実施することができるように十分に 開示していなかったことに同意した。よって、 当該特許は、その全体が無効とされた。

審判請求人は、特許庁の決定を不服として、 知財裁判所に決定の不服申立てを行った。こ の申立ては、商事手続法の第198条によって 認められている。 知財裁判所は、審判請求の審理中に特許庁による誤りが複数あることを発見した。例えば、特許庁は、実施例において示された定量値が、訂正可能な明白な技術的な誤りであり、訂正によって当該特許の全体の無効を回避することができたか否かの問題を調査していなかった。それ以外の状況も踏まえて、特許庁は、当該特許が発明を当業者が実施することができるほど十分に開示していないという誤った結論に至った。特許庁は、特許権者に、当該特許の補正を行うよう提案することによって、当該特許を維持し、一部のみを取り消すことができたはずである。

知財裁判所は、行政機関(特許庁)がその職務を適切に遂行しなかったという理由だけで、特許権者が発明に係る権利を制限されることも、失うこともあってはならないと主張した。

ロシアは、特許法条約の加盟国である。同条約の第10条は、特許の全部又は一部を無効にするには、その無効化について意見を述べる機会及び合理的な期間内に補正を行う機会を特許権者に与える必要があると定めている。ロシアの法律は、そのような状況において、特許権者に訂正を行うことを認めている。よって、特許庁の決定に対する Nika-Petrotek (特許権者)の請求は認められるべきである。知財裁判所は、特許庁に対し、Foresによって提起された審判請求を、知財裁判所により指摘された怠慢を考慮に入れて再審理することを要求した。

それにもかかわらず、特許庁及び Fores の両者は、知財裁判所の最高会議に破毀審の訴状を提出した。 Nika-Petrotek(特許権者)も審問に参加した。

特許庁は、審問で、知財裁判所の第一審が事件の状況を誤って調査したと主張した。特許庁は、第一審裁判所が特許庁の多くの怠慢を



明るみに出したという事実によって不快になっていたことは明らかである。

Fores は、当然のことながら、特許の無効を 求める請求が満たされなかったため、いらだ っており、最高会議に第一審裁判所の判決の 取消しを求め、特許庁の肩を持った。

Nika-Petrotek は、両者の主張に異議を唱えた。

知財裁判所の最高会議は、第一審裁判所の結論とは逆に、発明が特許要件基準を満たしていないことと、出願日現在における出願文書が開示要件を満たしていないことは、特許を無効にするための別個の根拠であると述べた。これは、民法第1398条第1項及び第2項から明らかである。さらに、裁判所は、それらの違いを注意深く分析し、発明の技術的詳細を深く掘り下げて調査した。

最高会議は、引用された特許法条約(PLT)が、出願文書に補正を行うことが可能であるかに関しては、直接適用可能な法律ではないという点において、第一審裁判所の結論を訂正した。PLT は、そのような可能性が国内法によって認められる場合についていくつかの規則を定めているにすぎない。最高会議は、このように、すべての当事者の主張を分析した。

最終的に、最高会議は、第一審裁判所は事実 状況については正しく立証したが、重要な法 律の規定について行った解釈は正しくなか ったという結論に至った。そのため、第一審 の判決は、その全体が取り消され、事件の再 審理は不要であった。

特許庁の決定の取消しに関する Nika-Petrotek の請求もまた、棄却された。

Nika-Petrotek は、知財裁判所の最高会議の判決を受け入れず、最高裁判所に破毀審の訴状を提出した。

最高裁判所は、知財裁判所の最高会議の判決 を取り消し、知財裁判所の第一審の判決を支持した。

#### 決定の理由

最高会議は、出願人が、出願の補正が発明の 実体を変更しない場合に特許の付与前に限って出願の補正を行うことができるという 事実を検討しなかった。

最高会議は、PLTの規定を直接適用することはできないと述べた。しかしこれは、重要な法律の規定に従っていない。PLTの規定は直接適用可能な法律である。

事件は、幾度も調査された後、上訴が一部認められるという結論に達した。特許は、その全体が取り消されたのではなく、一部のみが取り消された。調査の結果、特許庁は、特許権者(Nika-Petrotek)によって修正された請求項について新たな特許を付与した。

特許庁の決定に反する知財裁判所の意見。特許庁の決定を不服として Fores Ltd.により提訴された。

それゆえ、数回にわたる審問の後、事件は、 知財裁判所の第一審によって定められたと おり、特許庁(特許紛争評議会)に審判を委 ねられた。

特許庁は再度、特許の明細書及び請求項の詳細を調査した。特許庁はまた、上記裁判所の判決、及び当事者らの上訴に含まれる情報を審理した。結果として、当該特許は、一部無効とされ、新たな請求項について新たな特許が付与された。

これによって、厳密な意味での特許について の紛争は終了したが、付随する状況によって 事件は継続することになった。上訴、破毀審 及び裁判所の審理の説明から明らかであるとおり、事件は、2018年以降何年にもわたって審理されてきた。費用は当事者らが負担しており、事件の実体が解決された今、当事者らは知財裁判所の最高会議に対し、事件の審理に参加した弁護士の費用の補償を求めて申立てを行った。破毀審の訴状がそれぞれNika-Petrotek及びForesによって提出された。

Nika-Petrotek は、その訴状において、Fores に対する費用 (1,271 万 2,499 ルーブル 3 コペイカ) の補償請求を第一審裁判所に申請したと説明した。第一審裁判所は、請求を一部認め、Fores が請求額のうち 22 万ルーブルのみを Nika-Petrotek に支払うよう裁定した。

両当事者は、裁判所費用の当該分配に同意しなかった。Nika-Petrotek は最高会議に対し、第一審裁判所に判決を再検討させるよう義務付けることを求め、一方、Fores は裁判所に対し、Fores から負担の大きい支払金を取り立てる判決を取り消すよう求めた。特許庁は、この争いについては関与しなかった。

最高会議は、特許庁と裁判所で生じた各当事者の費用を分析した。Nika-Petrotek は、とりわけ Fores が申立てを行ったために特許庁及び裁判所による事件の審理が行われることになったことを理由に、自己の費用は全額補償されるべきであると主張した。Nika-Petrotek は裁判所に、特許庁による費用補償を求めなかった。

最高会議は、裁判所費用の詳細を明らかにする際、第一審裁判所が特許庁による事件の審理に関連する費用を裁判所費用として認めなかったことに言及した。すなわち、商事手続法に従った金銭請求の充足は除外された。第一審裁判所によって正しく述べられたとおり、特許庁による事件の審理は、行政上の紛争解決手段(すなわち、裁判外手続き)に当たる。最高会議はさらに、さまざまな理由で裁判所費用から一部減額を行った。

最終的に、最高会議は、第一審裁判所によって行われた費用分配に関する判断を支持した。

Nika-Petrotek は、法律の特定の規定に関して 法的不確実性があったことを理由に、裁判所 費用についての決定に関する不服申立てを 憲法裁判所に提起した。同社は、民法の第15 条及び商事手続法の第 106 条が憲法に抵触 すると主張した。Nika-Petrotek によると、こ れらの規定は、相互に参照して、憲法の第19 条第1項、第45条及び第46条(第1項及び 第2項)に抵触し、その理由として、民法の 上記規定は、裁判官によって理解されている とおり、行政機関や司法機関を含めさまざま な機関による事件の審査に関連する費用を 負担した者に対する費用の補償を妨げるも のである点を挙げている。よって、行政手続 きにおいて費用を負担した者の適切な補償 を受ける権利を減ずることになる。

憲法裁判所は、その決定において、行政及び 司法などあらゆる手続きによる事件の調査 の詳細を述べたうえで、憲法が、政府機関へ の申立てによる場合も含めて、誰にでもその 権利の保護を保証していると述べた。

憲法はいくつかの規定が相互に関係しているが、それによると、司法による権利の保護は、重要であるが、権利(知的財産権を含む。)を保護する唯一の手段ではない。特定の領域において所管の政府機関による行政上の審判を通じて権利が保護されることもある。とりわけ、知的財産分野における紛争解決の行政命令は、こうした案件では一般的に行われているが、後に裁判所への不服申立てを行うことも可能である。

憲法裁判所は、知的財産はその非物質的性質によって制約を受けるという固有の特徴があると指摘し、そのために特定の権利保護方法を定める必要があることを示した。



紛争の当事者は、行政機関による事件の審査 に関連する費用を負担する。費用には、弁護 士料金の支払い、必要な文書及び資料の入手、 出張費用等が含まれ得る。法律は、これらの 当事者が権利の付与を受けることを禁止す べきではない。

憲法裁判所は、知財裁判所の慣行は、行政手続き中に負担した費用は裁判費用の枠組みにおいて敗訴当事者によって補償されるべきではないという観点から形成されたと述べた。

行政機関による事件の審理と裁判所による 審理は、行政手続き及び裁判所手続き中にお ける当事者らの手続き上の地位が一致して いない場合であっても、事実上、権利保護に ついての一連の統合された手続きである。前 者の事件では、特定の知財に保護が付与され るべきか否か、後者の事件では、特許庁が行 った決定が正当化されるか否かが争点であ る。

さまざまな法律の規定を詳細に検討した後、 憲法裁判所は、商事手続法の第 1248 条第 2 項及び第 106 条は、特許庁での審問に参加し た者に対する費用の補償を妨げることから、 憲法に抵触するという結論を下した。

これは憲法裁判所の画期的な決定であり、今後の紛争解決に重大な影響を及ぼすことになるであろう。

決定日は2023年1月10日である。

(取りまとめ:ジェトロ・デュッセルドルフ事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、 Gorodissky & Partners 法律事務所の協力を得て 作成された。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。